

# 違憲訴訟の会 ニュース

発行：安保法制違憲訴訟の会

No.16 2020年3月31日

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 17-6  
渋谷協栄ビル 6階

電話 03-3780-1260 FAX 03-3780-1287

Mail : office@anpoiken.jp

Web : http://anpoiken.jp

## 全国における安保法制違憲訴訟の現状

### 安保法制違憲訴訟全国ネットワーク

代表 寺井 一 弘

安保法制違憲訴訟は2016年4月の東京地裁への提訴以来4年間、全国で25の裁判が展開されてきましたが、現在までに札幌地裁、東京地裁民事1部（国賠訴訟）、大阪地裁、東京地裁民事2部（差止行政訴訟）で原告敗訴の判決が下されました。いずれも原告側が申請した証人尋問を全て却下して、「平和的生存権は具体的権利ではない」「人格権を脅かすなどの戦争の危険はない」などという理由で、安保法制を違憲とする判断を回避したものでした。

しかし、前橋地裁、横浜地裁、女の会の東京地裁民事10部では証人尋問が実現し、長崎地裁では医師としてその生涯を原爆被爆者の医療に捧げてこられた朝長万左男長崎大学名誉教授、そして札幌高裁でも半田滋東京新聞論説委員と濱田邦夫元最高裁判事の証人尋問が認められました。釧路、長野、山口、宮崎、大分などの各地裁でも証人採用の可能性が出てきており、その他の地域でも必死な努力が続けられています。

前橋地裁と横浜地裁で安倍第1次政権当時の内閣法制局長官だった宮崎礼壹氏は「法の番人」だった立場から「安保法制は一見明白に憲法違反である」との重要な証言をしました。同じく両地裁の尋問で半田滋氏は紛争地での取材や自衛隊に関する深い知見から安保法制の具体的な危険性について詳しく述べました。そして、前橋地裁では憲法学者の志田陽子氏が安保法制

による人格権の侵害について個別の原告に即した指摘を行ないました。横浜地裁では青井未帆学習院大学教授により裁判所が果たすべき役割について国際的な潮流も踏まえた貴重な意見が表明されました。また、同地裁における今井高樹氏の南スーダンでのNPO活動を踏まえての証言、及び女の会の裁判での清末愛砂氏によるアフガニスタンなどの紛争地での活動経験と憲法学者としての証言により、安保法制の問題点について鋭い指摘がなされており



これらの証人はいずれも集团的自衛権行使を容認した安保法制の違憲性を真正面から主張・立証するものでありますので、司法の役割を放擲して「政権の番人」に墮した裁判所に大きな風穴を開けることが期待されているところです。

これまでの4つの判決では懸念されていた安保法制の合憲判断をさせなかったという一定の成果をあげていますので、私どもは5月27日に予定されている前橋地裁の判決を契機にして国民市民の皆様の叡智と力を結集して平和憲法死守、安保法制廃棄に向けての闘いをさらに強化のうえ展開して参りたいと決意しております。



# 差止訴訟における弁論再開の申立てと判決について

弁護士 武谷 直人

## 1 差止訴訟における弁論再開の申立て

東京における差止訴訟は、2019年10月30日に第12回口頭弁論を開き、同日結審し、同年3月13日に判決の言い渡し期日が指定されました。

民事訴訟では、当事者の主張や立証が尽くされたとして結審（弁論の終結と言います）すると、後は判決を待つだけとなり、その後、新たな主張や証拠の提出はできなくなるのが原則です。

しかしながら、弁論が終結した後であっても、その後の事情の変化によっては、新たな主張や立証の機会を与えることが必要な場合には、裁判所は、弁論の再開をすることができます（民訴法153条）。

差止訴訟は、いったんは結審しましたが、その後、アメリカとイランとの関係が急な動きをみせ、中東の緊張が増す事態が発生しました。

これを受けて、原告らは、急遽、口頭弁論終結後、自衛隊の中東海域への派遣、米・イラン間の武力攻撃の応酬・連鎖等による状況の変化により、差止めの訴えにおける自衛隊法等に基づく各処分蓋然性や、国賠請求における被害の具体性・深刻性等につき、主張及び立証の補充をする必要があるとして、2020年2月3日に口頭弁論再開の上申書を訴訟が係属している東京地裁民事第2部に対して行いました。

## 2 裁判所による弁論を再開しない旨の連絡

このように、更なる審理を求めべく、原告らが弁論再開の申立をしたにも関わらず、東京地裁民事第2部は、2020年2月14日、口頭で弁論再開をしない旨を伝えてきました。このことは、裁判所が原告らの新たな主張、立証の必要性を認めないと判断したことを意味します。

## 3 3月13日の却下及び棄却判決

そして、1か月後の3月13日、東京地裁は、原告の差止部分については、却下判決、国賠部分については、棄却するという不当な判決を下しました。

その判決内容は、「防衛出動命令等の差止請求は処分性や原告適格を欠くため不適法」「平和的生存権は法律上保護された具体的権利ではない」、「自らの信条や信念と反する立法等によって精神的苦痛を受けたとしても社会通念上受忍されるべきもの」「平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害はいずれも認められない」など、原告らの真摯な訴えや緊迫した中東情勢その他の軍事的状況を一切考慮しない不当な内容でした。また、新安保法制の違憲性等の憲法問題につき、「その余の点について判断するまでもなく」と述べるだけで何ら触れておらず、憲法判断をしない

具体的な理由も示しませんでした。これは、2019年11月7日の東京地裁民事第1部判決と同様に憲法判断を不当に回避するものであり、人権保障の最後の砦とされる司法権の役割を果たそうとしない理不尽なものでした。特に今回、東京弁護士会は国賠請求のみならず、差止訴訟も提起したのですが、この判決は、差止めの訴えにつき、本案の審理の前提となる訴訟要件である処分性と原告適格に関して、まず処分性につき国民に直接不利益を与えない旨述べ、次に原告適格につき「自己の具体的な権利利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者」ではない旨述べるだけで十分な理由を示すことなく否定し、本案審理における憲法判断を不当に避けています。このように処分性や原告適格の意味を不当に狭く解釈することで実体判断・憲法判断を避けようとする本件判決の態度は、処分性や原告適格を拡大し、積極的に実体判断をしようとする今日の最高裁判決の傾向にすら反しています。

さらに、東京地裁民事第2部は、その審理の仕方においても、原告本人尋問は行ったものの証人尋問は行わなかったばかりか、昨年末以降の自衛隊の中東海域への派遣や米・イラン間の武力攻撃の応酬・連鎖等による状況の変化から原告らが行った口頭弁論再開の申立てをも何ら考慮せず、弁論を再開することもなく判決をしました。これは、原告らの主張に対し真摯に耳を傾け、熟議に熟議を重ねながら公平に判断するという裁判所の職務を十分に果たしていないというほかありません。

本件判決のような司法の消極的態度は、本件が一見して極めて明白な憲法違反が問われている重大事件であるにもかかわらず、憲法問題について正面から応答せず、基本的人権や平和主義を中核に据える日本国憲法の理念を無視した形式的判断をしたことで、裁判所が平和憲法を破壊することに手を貸す結果を生じさせています。内閣及び国会において多数を占める政権与党や首相官邸による立憲主義・法の支配の破壊行為を止められる機関は、憲法上司法権の独立が保障された裁判所しかないにも関わらず、この不当な判決に関与した3人の裁判官は、後世から、司法の本来の役割を放棄し、憲法判断をする意思も能力もかつ勇氣すらもなかった人たちであったとの評価を受けることは免れないでしょう。



# 『戦争法』違憲訴訟(大阪)で不当判決

報告 齊藤郁夫

## ■ 違憲判決を求めて 200 名が結集！

安大阪訴訟は 1 月 28 日判決が出て、敗訴しました。全くの不当判決でした。

大阪訴訟の判決が出る少し前、「戦争法は違憲」などのポテッカーを掲げた原告約 200 名が「戦争法」違憲・無効！の横断幕を先頭に地裁正門までデモンストレーションを行い、司法は戦争法に対して違憲判断をせよ！と訴えました。その後、裁判所の構内に入り傍聴券を求めて並びました。この日の傍聴席数はいつもより報道席分少なく、しかも従来なら最初に登録した原告以外の原告も法定内に入ることができたのに、この日は認められませんでした。傍聴券を求めて集まった人の内 100 名を超える人々が傍聴できませんでした。

法廷は午後 3 時に開廷しました。報道用の写真撮影のあと、派遣差し止め訴訟の判決主文（請求却下・裁判費用は原告負担）が先に告げられ、その段階で国側代理人のうち 2 人が退席。次に国家賠償請求の判決主文（請求棄却・裁判費用は原告負担）が告げられました。原告たちは昨年 11 月の東京判決のように、裁判長が原告敗訴の判決主文を告げるや 5 秒足らずで閉廷するのかと思いましたが、そのあと判決理由の説明が続きしました。傍聴者の中には、ひよっとしたら自

衛隊イラク派兵差し止め訴訟名古屋高裁判決（2008 年 4 月）のような判決が・・・という想像が頭をよぎった人もいたかもしれません。この名古屋高裁判決は原告敗訴ながら、「自衛隊の活動、特に航空自衛隊がイラクで現在【当時のこと】行っている米兵等の輸送活動は、他国の武力行使と一体化したものであり、イラク特措法 2 条 2 項、同 3 項、かつ憲法 9 条 1 項に違反する」との判断を示し、敗訴した原告は上告せず、高裁判決が確定したのです。

傍聴した人々は裁判長の判決理由を聞くうちに、想像したことは思い違いであったと悟ったと思いますが、主文言い渡しの時点で抗議をするチャンスを逸してしまいました。10 分位の理由説明の後に裁判長が閉廷を宣言したとき、さすがに傍聴席から司法は責任を果たせ！などの抗議の声が上がりました。

傍聴できなかった人たちは裁判所の正門で待機。弁護団の誰かが走って出てきて横断幕を広げるのを待っていました。櫻井聡弁護士が不当判決の横断幕を広げ、谷次郎弁護士が判決の要点を説明すると、その場に集まっていた全員が申し合わせたように怒りを空に向けて放ちシュプレヒコールを始め、戦争法は違憲だ・司法は行政権に従属するな！司法の責任を果たせ！の叫びがしばらく続きました。



# 差止訴訟と法の支配

弁護士・日本大学法学部助教  
平 裕 介 (たいらゆうすけ)



## 1 札幌地裁と東京地裁の差止訴訟「却下」判決

2019年4月22日、札幌地方裁判所民事第5部は安保関連法が憲法に違反するとして、国を相手に自衛隊の行動の差止めを求めた差止訴訟について、その訴えを却下するという判決を言い渡し、同様に、2020年3月13日、東京地方裁判所民事第2部も、安保法制の違憲性が争点となった差止訴訟について、その訴えを却下しました。

## 2 そもそも差止訴訟とは

差止訴訟（「差止めの訴え」とも呼ばれ、同じ意味です）については、行政事件訴訟法3条7項に根拠規定があります。同項は、『差止めの訴え』とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにもかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう」と定めています。行政が行う一方的・強制的な措置（行政処分）が違憲あるいは違法である場合（行政処分の根拠となった法律が違憲である場合も含みます）に、私たち市民は、裁判所に救済を求めることができ、差止訴訟（行政処分の差止訴訟）も司法救済手段の1つです。

この差止訴訟は、行政処分の効力（有効・無効）それ自体を直接争う訴訟で、行政訴訟（行政事件）の一種です。行政訴訟は、国家賠償請求訴訟等とは異なり、お金による（賠償金等の支払いを求める）救済ではなく、行政処分の効力をなくすことなどによる救済を求めるものです（国賠訴訟も行政を被告とする訴訟なので実務上「行政関係訴訟」と呼ばれることがありますが、法理論的には行政訴訟ではなく民事訴訟の1つです）。ちなみに、週刊誌の名誉毀損に当たる記事を発売前に世に出すこと（出版）を止めることを求める、などといった民事訴訟（民事事件）でも「差止訴訟」と呼ばれる訴訟があり、このような訴訟を「民事差止訴訟」（民法709条等に基づくもの）と呼んで我々法律家は区別しています。安保法制違憲訴訟の差止訴訟は、民事事件の差止訴訟ではなく、行政事件の差止訴訟ということになります。

## 3 差止訴訟の「間口」の狭さ（訴訟要件のハードル）の問題

実は、この差止訴訟は、（ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが）平成16年以前は、法律で定められていませんでした。その主な理由は、行政処分を行

うか行わないか（行うとしてその内容をどうするかなど）については立法でも司法でもなく行政（行政機関）が第一次的に判断して決めるべきことなので、行政機関以外の（司法を担当する国家機関である）裁判所が行政処分を事前に止めるという意味で口出しをすべきではない、というものでした。このように、行政の第一次的判断権の尊重（あるいは三権分立）という観点から、まだ行政が行政処分をするかしないか判断していない段階において、行政機関ではない裁判所が行政処分を事前に差止めというのは問題が大きいため、行政処分を事後に取り消す訴訟（取消訴訟、行政事件訴訟法3条2項）などで基本的には原告が救済されるべきだ、などと平成16年以前の立法担当者は考えていたわけです。

しかし、行政処分がされる前に事前に行政処分を止める判決によらなければ原告の権利救済が困難となる事例（判例）や学者等の議論が積み重なり、平成16年の行政事件訴訟法の改正で、差止訴訟が法定されるに至りました。とはいえ、この法改正でも、行政の第一次的判断という点に配慮する形で、取消訴訟による救済が基本とする条文の構成が採られ（取消訴訟中心主義）、差止訴訟は、取消訴訟では原告の救済が難しい場合にだけ提起できるとされ、裁判所が行政処分の違憲・違法を差止訴訟で審査するためのハードルの要件（これを「訴訟要件」といいます）が比較的厳しいものと規定されてしまいました（行政事件訴訟法37条の4第1～4項）。

このようなことから、差止訴訟については、訴訟要件という「間口」の問題があるため、判決において、そもそも行政処分が憲法や法律に違反する・しないという判断をしてもらえないということが実務上少なからずあるのです。訴訟要件を満たさないと判断する場合に裁判所は訴えを「却下」する（「認容」や「棄却」ではない）のですが、この場合には行政処分やその前提となる法律が違憲（違法）であったかは判断してもらえないということになります。

## 4 差止訴訟と法の支配

以上のとおり、訴訟要件という「間口」のハード

ルは実務上決して低いものではありませんが、法の支配の原理からは、このような裁判所の消極的な態度には問題があると言わなければなりません。法の支配とは、専断的な国家権力の支配（人の支配）を排斥し、権力を法（憲法）で拘束することによって、市民の権利・自由を守ることを目的とする原理です。冒頭の安保法制違憲訴訟のように、少なくとも一見して極めて明白な憲法違反が問われている重大事件については、差止訴訟の訴訟要件は緩やかに解釈・認定されるべきではないでしょうか。

今日の安保関連法は独裁的な「解釈改憲」を前提とするものだと強く批判されており、中東地域のみならず世界的に戦争・テロの危険が高まっています。裁判所は、法の支配の考え方を重視し、差止訴訟においても、「却下」判決を書かずに正面から原告の基本的な人権と向き合い、積極的な憲法判断をすべきでしょう。「司法」（憲法76条1項）は、政権を付度する「絶望の裁判所」なのか、それとも、法の支配を守る「希望の裁判所」なのか。近代立憲主義憲法である日本国憲法は、もちろん後者を採用しています。

## 「女の会」国際的視野で動く 安保法制の問題性を国連に

弁護士 杉浦ひとみ

「安保法制違憲訴訟女の会」は、国連の女子差別撤廃委員会に、日本政府への質問事項に対する要望として、日本の安保法制に関して下記のような要望書を送りました。\*

日本政府は2014年7月1日付けで憲法9条（戦争放棄と戦力不保持を規定した）の解釈を変更し、国際紛争を解決する手段として武力行使＝集団的自衛権行使を可能とする閣議決定をなしてこれに基づく安全保障法制を策定し、女性の意見を聞くことなく、これを政府与党国会議員によって2015年9月19日に強行採決した。

### ＜質問項目＞

- 1 閣議決定及び強行採決に至る経過において、前記閣議決定及び安全保障法制が女性差別撤廃条約の前文及び各規程に即しているかどうかの検討を行ったか。
- 2 閣議決定及び強行採決された安保法制は、紛争を武力によって解決することを法的に承認するもので、日米軍事同盟を強化し、日本の軍事化を推し進めるものであるが、それが、女性の権利にいかなる影響を及ぼすものであるか（とりわけあらゆる分野における女性に対する暴力を増長させ、ひいてはジェンダーを強化することによって、男女の不平等を拡大する）について調査検討を行ったか。
- 3 安保理決議1325号に基づく国別行動計画を国連総会で発表した際（前記強行採決直後）、安倍総理は市民社会との

合意に達していた日本軍慰安婦制度に関する問題及び駐留米軍による性暴力に関する指摘を市民社会との合意なく削除したが、その根拠は何か。

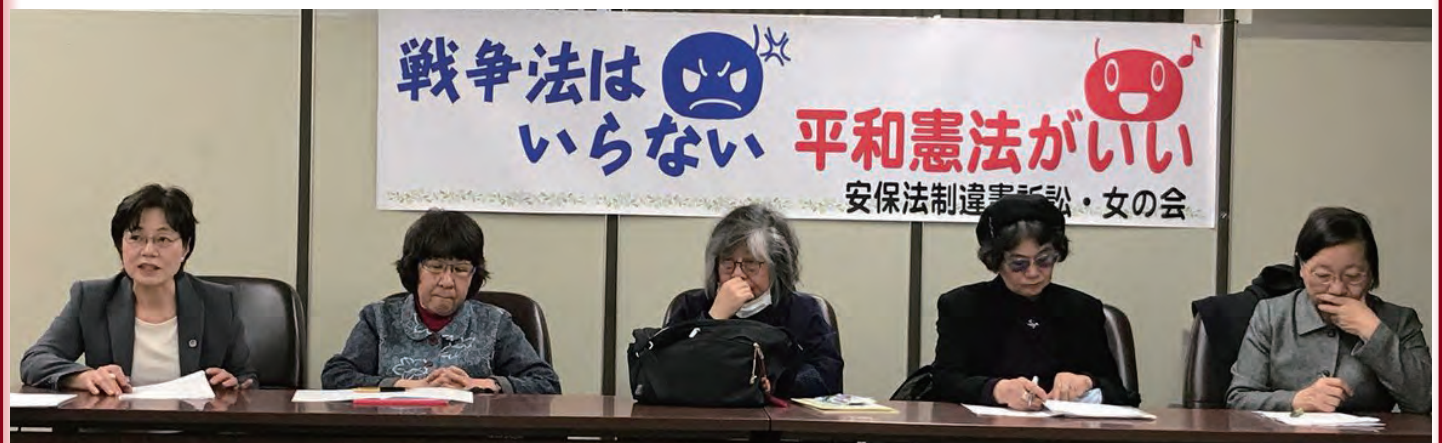
- 4 前記憲法解釈及び法政策決定プロセスに、女性に対する暴力撤廃宣言、北京行動綱領、安保理決議に反映された安全保障のジェンダー主流化など国際的な流れに貢献してきたNGOの意見を反映させたか。
- 5 強行採決時点の世論調査では、女性の「法案反対」「十分に説明がなされていない」という意見が圧倒的に多数であったが、国会審議において女性は、参考人・公述人として誰一人として意見を述べる機会を与えられないまま、「強行採決」に踏み切ったことについて、政治における男女平等の権利及び民主主義に抵触するか否かの検討をなしたのか。検討したとして、その経過並びに結論及び理由は何か。

### \* 要望書を出す意味と手続

女子差別撤廃条約（CEDAW）の締約国は、条約の実施のために行った措置等を報告書として、定期的に国連に提出する。

同委員会がこれを審査するが、審査に先立ち締約国に質問事項を示す。締約国の回答も踏まえて、同委員会が締約国に「勧告」を発出することになっている。

「女の会」の要望書は、同委員会が日本政府に対して行ってほしい質問内容を示唆する意味を持つ。





## 署名御礼

国賠訴訟に引き続き、差止訴訟でも昨年11月から署名を集めました。国賠訴訟が「安保法制は憲法違反」の判決を要請します！としていたのに対し、差止訴訟は、「内閣総理大臣は、安保法制に基づき自衛隊を海外に出動させてはならない」との判決を求める署名でした。最終的に、署名用紙が12,235筆、ネット署名が1,058筆、計13,293筆、集まりました。ご協力いただいたすべての皆さんに、心より感謝申し上げます。

残念ながら、国賠、差止ともに、わたしたち市民の声に耳を閉ざすかのような判決でしたが、市民運動としては、確かな手ごたえを感じました。新しいつながりを大切にしてください。裁判はまだ続きます。今後とも共に闘ってゆきましょう！

安保法制違憲訴訟の会 事務局次長 山口あずさ

## 全国の提訴・裁判の状況 (2020年3月末日現在)

【注意】コロナウィルスの影響で期日が取消になる場合があります。

裁判所のホームページで「傍聴券交付状況」等、ご確認ください。

提訴地	裁判の内容	次回期日
東京	国賠	7月2日 10:30 * 控訴審 第1回
	差止・国賠	控訴 * 次回期日未定
	女の会 国賠	5月15日 14:00
札幌	差止・国賠	5月25日 13:00 * 控訴審 証人尋問
釧路	国賠	5月26日 14:30
福島 (いわき)	国賠	5月13日 13:30
神奈川 (横浜)	差止・国賠	4月16日 13:30
埼玉 (さいたま)	国賠	4月15日 13:30 * 原告本人尋問
群馬 (前橋)	国賠	5月27日 14:00 判決
山梨 (甲府)	国賠	5月12日 13:00
長野	国賠	* 次回期日未定
愛知 (名古屋)	国賠	7月10日 11:00
大阪	差止・国賠	控訴 * 次回期日未定
京都	国賠	6月3日 15:00
岡山	国賠	5月13日 14:30
広島	差止・国賠	5月20日 13:30
山口	国賠	7月1日 14:30
高知	国賠	3月24日 13:15 判決
福岡	国賠	6月16日 14:00
	差止・国賠	5月14日 13:30 * 原告本人尋問
長崎	国賠	7月6日 14:00 * 証人尋問
大分	国賠	5月21日 14:30
鹿児島	国賠	5月12日 15:00
宮崎	国賠	6月10日 15:30
沖縄 (那覇)	国賠	4月16日 14:00 判決

## 東京地裁・高裁次回期日

【地裁 女の会 第13回期日】2020年5月15日 (金)  
13:30 傍聴券抽選  
14:00 開廷 103号法廷  
報告集会も予定しています。

【高裁 国賠 第1回期日 判決】2020年7月2日 (木)  
9:30 東京地裁前集合 アピール行動開始！  
9:50 整列・入廷行進  
10:00 傍聴席抽選  
10:30 開廷 101号法廷  
13:30 報告集会 (議員会館を予定しています)  
15:00 原告集会

## 安保法制違憲訴訟を支える会ご支援のお願い

国賠訴訟、差止訴訟ともに地裁では敗訴判決となり、控訴しました。訴訟費用や運動を拡大するための郵送等、情報発信のための費用が増大しております。多くの方のご支援をお願いします。年会費一口3000円(何口でもかまいません)です。すでに支える会の会員の方は、本年度も引き続きご支援をお願いします。

アンボホウセイイケンソシヨウヲササエルカイ  
口座名義：安保法制違憲訴訟を支える会

【ゆうちょ銀行からのお振込み】

ゆうちょダイヤル外：口座記号・番号：00140-514288

ATM：口座記号・番号：001405-514288

窓口：口座記号・番号：00140-5-514288

【その他の金融機関からのお振込み】

店番：〇一九 (ゼロイチキョウ)

預金種目：当座 口座番号：0514288

安保法制違憲訴訟を支える会

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11

連合会館内 平和フォーラム気付

tel.03-5289-8222 fax.03-5289-8223

E-mail soshou.sasaeru@gmail.com